

今後のこども施策の推進に向けて



佐賀県子育て応援
キャラクター
さがっぴい

今後のこども施策の推進に向けて

令和7年度の主な取組状況(新規・拡充等)	担当課
1 保育の仕事の魅力発信事業	こども未来課
2 こども居場所などへの支援	こども家庭課
3 ヤングケアラーへの支援	こども家庭課
4 プレコンセプションケア	こども家庭課
5 SAGA PAPA 育休アシスト	男女参画・女性の活躍推進課
6 地域障害児支援体制強化事業	障害福祉課
7 不登校対策総合推進事業	学校教育課

<参考> こども性暴力防止法について

ほいくのたね。プロジェクト



1

保育フェス

高校・養成施設学生・保護者向け

- 目的:①学生の県内就職のきっかけ作り
②保護者の保育職への理解促進
- R7.12.13開催
- 会場
Fukku(社会福祉会館)
- 企画内容
 - ・保育者体験
 - ・ICT体験会
 - ・保育者との座談会
 - ・おやつコンテスト
 - ・保育パネル展 etc..



2

お仕事体験

小中学生・保護者向け

- 目的:①将来的な保育者確保
②保護者の保育職への理解促進
- R8.1.10~24開催
- 会場
 - ・かなさ保育園(鳥栖)
 - ・あかさかルビニー園(有田)
 - ・はなのやまこども園(みやき)
 - ・呼子こども園(唐津)
 - ・新栄保育園(佐賀)
- 企画内容
 - ・おもちゃ制作
 - ・運動遊び
 - ・絵本読み聞かせ
 - ・保護者と保育者の座談会 etc..



3

動画・コミック

幅広い児童、学生・保護者向け

- 目的:保育職への理解促進
- R8.2 コミック公開
R8.3 動画公開
- コミック内容
 - ・実際の現場でのほっこりエピソードをマンガ化
- 動画内容
 - ・保育の仕事のすばらしさを伝え、昔のネガティブなイメージが変わってきている現状を紹介



こどもの居場所などへの支援

【こども家庭課】

◆事業の概要

- *子育て支援CSOの力を生かし、こどもたちを見守り支え合う環境づくりの後押しや、こどもの居場所立ち上げサポーターによる、定期的な相談会の実施。
- *物価高に対応し、こどもの居場所やこども宅食等に対する支援金の給付。



◆実施状況

環境づくり

*相談対応、マッチング支援

- ・相談内容に応じた情報提供等、各ニーズに応じた支援者とのマッチング、市町や市町社協との連携強化に努めた。
- ・子どもの居場所立ち上げに向けた定期的な相談会の開催（R7年12月～）

*こどもの居場所関係者に向けた研修の開催

- ・こどもの居場所関係者がこどもの視点等をより理解するための研修「こどものためのおとなの授業」開催。

*こどもの居場所の情報発信

- ・こどもの居場所ポータルサイトやFacebookの見やすく改善し、情報発信の強化に努めた。



支援金の給付

- *物価高対応のため、こどもの居場所やこども宅食等に対し、支援金を給付（65件）



◆事業の概要

*研修講師の紹介・派遣

- ・ヤングケアラーについての正しい知識と理解及び関心を高め、さらなる普及啓発を図る
- ・関係機関(市町、学校関係、民生委員等)が企画する研修に県職員を派遣、招請内容に応じて外部講師の斡旋、調整を行う

◆実施状況

研修

*16団体 約600名の方が受講 (令和7年12月末現在)

効果

- ・市町の地域福祉、高齢者、人権等の関係機関からの関心が高く、周囲の理解が広がっている。
 - ・受講後には「視点が広がった」との声が多く、各機関で連携の見直しや佐賀県ヤングケアラー専門相談ダイヤルへの問合せにも繋がった。
 - ・学校関係者や高校生・大学生に向け講義を行い、より身近な周囲の気づきや当事者の気づきのきっかけになっている。
- ▶この結果を踏まえ、今後は学校関係者向けの実施の充実を図り、継続予定



プレコンセプションケア

【こども家庭課】

◆事業の概要

- *若年世代に対するセミナー・出前講座・ワークショップによる普及啓発
- *プレコンセプションケアに関する相談窓口の拡充



◆実施状況

普及啓発

- *性や健康に関する講座や将来を考えるワーク等を交え、県内の高校、短大、専門学校等で計7回実施し、約370名の方が受講。
- *受講者の声も踏まえ取り組みを継続予定。
<受講者の声（抜粋）>
 - ・妊娠前の体づくりや、妊娠に関係なく健康であることが大切だと感じた。
 - ・男女関係なく、全ての方がプレコンについて考える必要があると強く感じた。
 - ・不妊の原因が男性にもあることを知り、お互いに理解することが重要と思った。

相談窓口の拡充

- *性や妊娠にする疑問や悩みについて、内容に応じて各分野の専門家が相談に応じるオンライン相談を開始。(R7.12月時点相談件数：2件)



SAGA PAPA 育休アシスト

【男女参画・女性の活躍推進課】

◆事業の概要

* 下記要件に該当した場合に奨励金を給付する。

対象要件

- ・ 県内に事業所を有する従業員数が100人以下の事業所において、男性労働者が通算14日以上の子育休を取得した場合に奨励金を給付

給付内容

- ・ 要件を満たした事業所に 定額20万円給付
+ 育休中の減収を補填した場合、1日あたり最大3千円※給付

※対象1名につき28日分が上限

◆実施状況

- ・ 問合せ件数：69件
- ・ 申請件数：22件



経営者必見 PAPAの育児休業取得を支援する事業主に奨励金を交付します!

子育てしなご さが

1事業主あたり最大100万円

令和7年4月1日以降 通算14日以上の子育休取得 育児休業取得企業奨励金

定額20万円 (1回限り)

さらに 休業期間中に手当等を支給 育児休業取得者手当奨励金 1人あたり1日最大3,000円 (最大28日分)

申請できる方 常時雇用する労働者が100名以下の事業所

申請期限 ①: 〇のいずれか早い日まで

A 育休取得者が復職した日から起算して4か月以内
B 復職した日が属する年度の3月31日

お問い合わせ 佐賀県 佐賀県 男女参画・女性の活躍推進課
〒840-8578 佐賀市城内1丁目1-59
TEL 0952-25-7042
E-mail denjo-katsuyaku@pref.saga.lg.jp

申請方法など詳しくはコチラ

地域障害児支援体制強化事業

【障害福祉課】

◆事業の概要

*佐賀県地域障害児支援体制整備協議会において、児童発達支援センターと市町等の関係機関を中心とした連携強化を図り、「各障害保健福祉圏域における面的整備型の障害児支援体制整備」の確立を目指す。

計画

- ・令和7年度 現状の把握・分析
- ・令和8～9年度 市町と児童発達支援センターを中核とした連携体制の構築
- ・令和10年度～ 各圏域において持続可能で自走できる障害児支援体制の確立

*児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことができるように機能強化を行う。

◆実施状況

佐賀県地域障害児支援体制整備協議会

- *令和7年7月 第1回協議会
→佐賀県地域障害児支援体制整備協議会の目標に向けたロードマップ作成
- *令和7年11月～12月
現時点の障害児支援体制についての基礎調査を実施
- *令和7年12月～令和8年1月
各圏域との意見交換会を実施
- *令和8年2月 第2回協議会（予定）
→各圏域の現状をとりまとめて圏域特有の課題と県全域の課題に分けて整理

児童発達支援センター機能強化事業

*佐賀県内の児童発達支援センターに下記事業を委託

（必須）

- ・訪問による療育指導 ・外来による療育指導
- ・地域の事業所職員等に対する療育技術指導
- ・地域の療育機関に対する支援
- ・在宅障害児（者）等やその課増に対する支援

（任意）

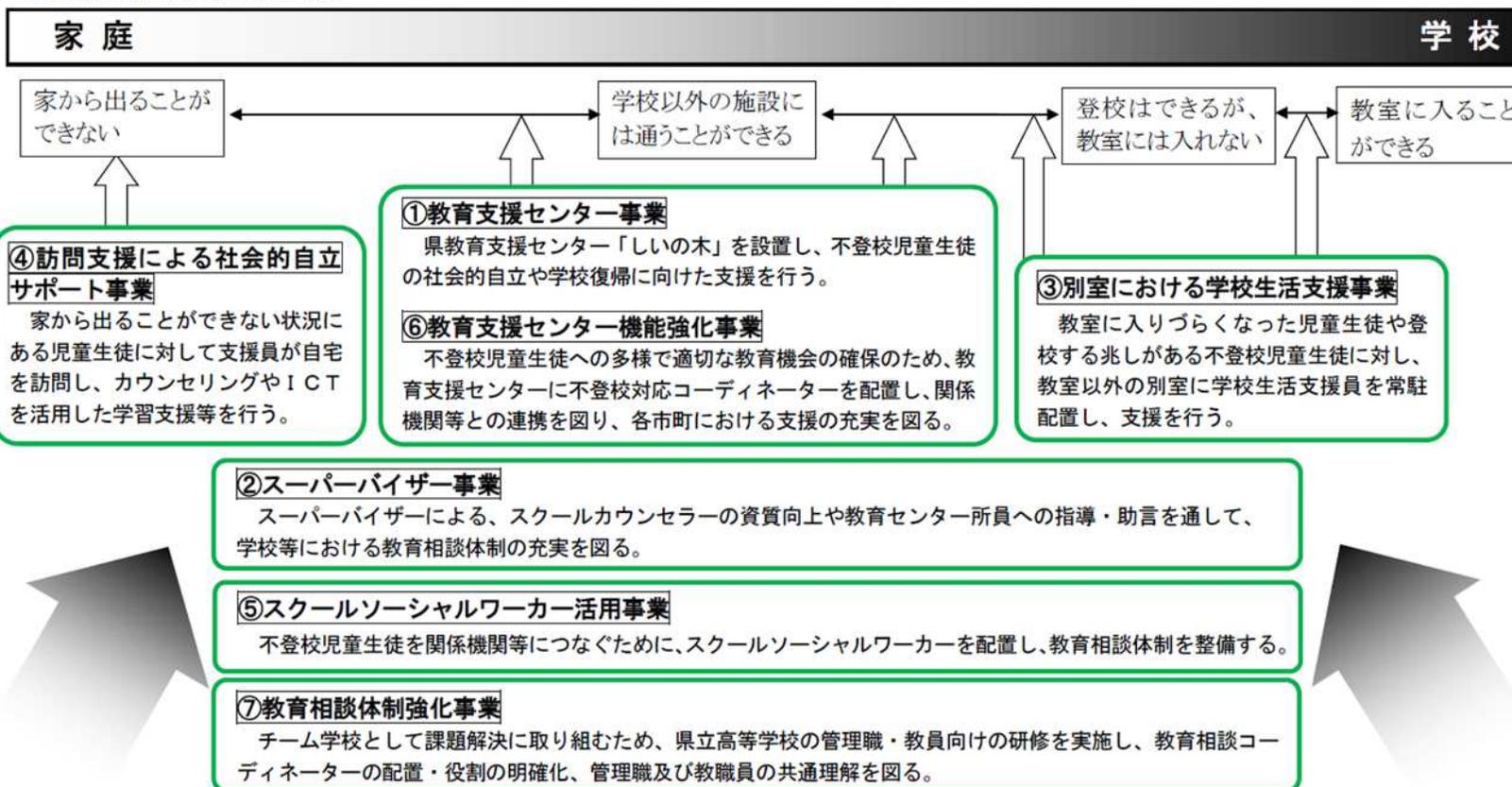
- ・地域全体の支援者に向けた研修会や事例検討会の開催 等

不登校対策総合推進事業

～ 一人一人の状況に応じた支援 ～

【学校教育課】

不登校児童生徒の状況



児童生徒の居場所づくり

魅力ある学校づくりと初期対応

学校の校内体制の充実・強化

- 授業や行事において、みんなが活躍できる機会や出番がある。
- いじめ等の問題行動には毅然とした対応を徹底しており、安心感がある。
- 公平で納得できる決まりやルールがみんなに守られている。
- 児童生徒の教職員への信頼感や学校生活への安心感等の把握に努めている。
- 全職員に早期発見・早期対応ができる力が身についている。
- 教職員相互の報告・連絡・相談ができる体制ができている。
- 管理職・教育相談主任を中心として、役割分担が明確にできている。
- SC、SSW、その他関係機関等との連携体制ができている。

- 教育・保育などのこどもに接する場でのこどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るため、2024年6月に「こども性暴力防止法」が成立し、2026年12月25日に施行される予定です。

● 制度の概要

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付けるもの。

日本版DBS

● 対象事業者



全ての事業者が対象（義務）

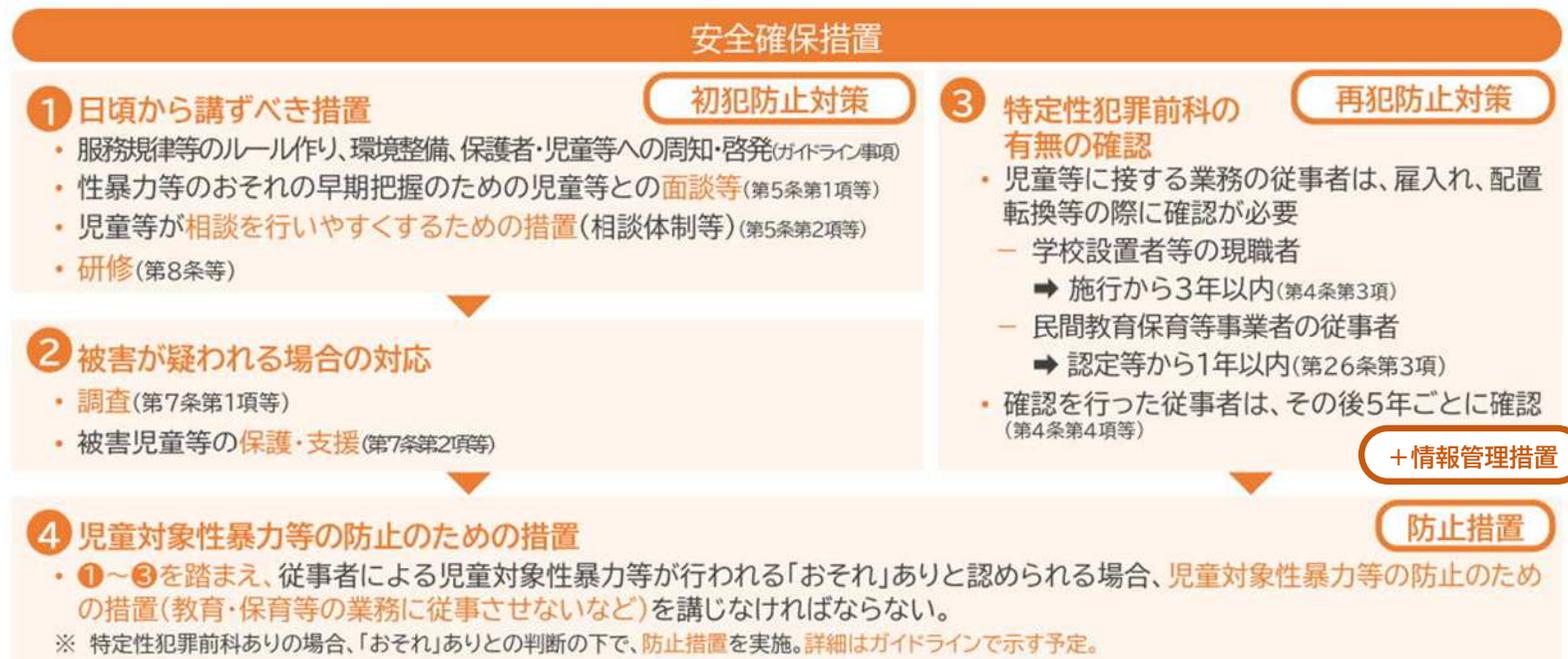
- 学校（幼稚園、小中学校、高校等）
- 専修学校（高等課程）
- 認定こども園
- 児童相談所
- 児童福祉施設
（認可保育所、児童養護施設、
障害児入所施設 等）
- 指定障害児通所支援事業
- 乳児等通園支援事業 など



国から「認定」を受けた事業者が対象（任意）

- 専修学校（一般課程）・各種学校
- 民間教育事業
（学習塾、スポーツクラブ等）
- 放課後児童クラブ
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- 認可外保育事業
- 指定障害福祉サービス事業 など

● 児童対象性暴力を防止する措置 (対象事業者に義務付けられる措置)



● 特定性犯罪前科の確認対象

- ・ 教員、保育士等、こどもと常に接する職種は一律対象。
- ・ 事務職員、送迎バスの運転手など、業務内容によって、こどもに継続的に接する可能性がある職種は、現場判断で対象とできるように国において整理。
- ・ 雇用形態の違い、雇用契約の有無などにかかわらず、短期間の労働者、ボランティアなども対象となる。